

第 1 7 7 回

山形県社会教育委員の会議

- ◇ 期 日：平成28年5月26日(木)
- ◇ 時 間：13:30～15:30
- ◇ 場 所：生涯学習センター「遊学館」
特別会議室（3階）

次 第

- 1 開 会
- 2 山形県教育委員会挨拶
- 3 辞令交付
- 4 社会教育委員自己紹介
- 5 事務局紹介
- 6 座長選出
- 7 議 事
 - (1) 平成28年度社会教育・生涯学習振興の推進について 【資料1】
 - (2) 平成28年度社会教育関係団体補助金について 【資料2】
 - (3) 平成28年度生涯学習推進状況について 【資料3】
 - (4) 第5次山形県生涯学習推進計画の策定について 【資料4】
 - (5) その他
- 8 連 絡
- 9 閉 会

山形県社会教育委員

No.	氏名	役職	備考
1	あらい かん 荒井 寛	山形県PTA連合会会長 株式会社山形環境荒正代表取締役	社会教育関係
2	あんどう こうき 安藤 耕己	山形大学地域教育文化学部地域教育文化学科准教授	学識経験者
3	おだしまたてお 小田島健男	元遊佐町教育長 元山形県生涯学習センター学習振興部長	学識経験者
4	かなざわ かずこ 金澤 和子	県家庭教育アドバイザー 前山形県男女共同参画センター館長	家庭教育関係
5	かの さとし 鹿野 智	山形市立第四中学校校長 (山形県中学校長会より推薦)	学校教育関係
6	こばやし あすみ 小林明日実	特定非営利活動法人With優職員 置賜若者サポートステーション統括コーディネーター	家庭教育関係
7	こばやし ひろあき 小林 裕明	山形新聞社論説委員長	学識経験者
8	さいとう あきら 齋藤 彰	元最上教育事務所社会教育課長 元神室少年自然の家所長	社会教育関係
9	だいとう ゆうじ 大通 雄治	山形市立千歳小学校校長 (山形県連合小学校長会より推薦)	学校教育関係
10	たかはし かずえ 高橋 一枝	一般社団法人とらいあ常務理事 新庄市立図書館長	社会教育関係
11	たけだまり こ 武田真理子	東北公益文科大学公益学部公益学科教授	学識経験者
12	たなか ゆうこ 田中 裕子	はつらつシニアの情報誌「えがおdeねっと」編集発行人	社会教育関係
13	にへい ひろみ 二瓶ひろみ	高畠町和田地区学校支援地域本部コーディネーター	社会教育関係
14	みさわ ひろゆき 三澤 裕之	山形県立山形西高等学校校長 (山形県高等学校長会より推薦)	学校教育関係
15	ゆうき ななせ 結城ななせ	やまがたこどもアトリエ 主宰	社会教育関係

県教育委員会等出席者

教 育 長		廣瀬 渉
教 育 次 長		佐藤 俊一
文化財・生涯学習課	課 長	大場 秀樹
文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	室 長	阿部 稔
文化財・生涯学習課	課長補佐	藤澤 義実
文化財・生涯学習課 生涯学習振興室	室長補佐	青柳 晴雄
〃	社会教育専門員	丸川 和久
〃	社会教育主査	八城 良美
〃	社会教育主査	矢作 誠
〃	社会教育主査	大沼 直樹
〃	社会教育主査	近藤 信司
〃	生涯学習施設主査	大場 幹生
〃	生涯学習主査	柴田小百合
〃	主任主事	太田 圭亮

県生涯学習センター	学習振興部長	佐藤 久一
-----------	--------	-------

村山教育事務所	社会教育課長	清野 均
最上教育事務所	社会教育課長	武田 久昭
置賜教育事務所	社会教育課長	今 秀之
庄内教育事務所	社会教育課長	齋藤 啓悦

○社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号) (抜粋)

第 4 章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は教育委員会が委嘱する。

第 16 条 削除

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し、必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(平成 23 年文部科学省令第 42 号)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 18 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附則

この省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○山形県社会教育委員条例(昭和 24 年 11 月県条例第 68 条)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条により、山形県教育委員会(以下教育委員会という。)に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は 20 人以内とする。

第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

第 6 条 委員の会議は、教育長が招集する。

附則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。